

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
中部土木株式会社	名東区	平成26年12月5日から平成26年12月18日(2週間)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	<p>「平成26年度小牧線(第4工区)舗装改築工事」において、平成26年11月18日、二次下請業者の作業員がグースアスファルト舗装作業中にグースアスファルトフィニッシャーの投入口内部のスクリーに巻き込まれ重傷を負った。</p> <p>本件は、元請業者(中部土木株式会社)及び下請業者(株式会社NIPPO)において被災者に対して十分な安全教育・指導がなされておらず、また車両使用時における安全確保に関する物理的な対策や具体的な作業手順も示されていないことから、安全管理の措置が不適切であったと認められる。</p> <p>したがって、工事の契約の相手方として不適当であると判断し、公社の入札参加資格を有する中部土木株式会社及び株式会社NIPPO愛知統括事業所に対し指名停止を行う。</p>
株式会社NIPPO 愛知統括事業所	東京都	平成26年12月5日から平成26年12月18日(2週間)		

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第1 第7号

指名停止要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
7 公社発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内